

議案第 1 号

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約等の改正について

提案理由

平成 26 年 4 月 1 日に白岡市行政組織が改編されたことに伴い事務局担当課が変更となったことから関係する規約等を改正するものである。

1 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約の一部改正

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「総合政策部企画調整課」を「市民生活部地域振興課」に改め、同条第 2 項中「総合政策部企画調整課長」を「市民生活部地域振興課長」に、「公共交通準備室」を「公共交通推進室」に改める。

2 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会事務局規程の一部改正

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

第 2 条中「総合政策部企画調整課」を「市民生活部地域振興課」に改める。

3 施行期日

この規約及び規程は、平成 26 年 5 月 15 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、白岡市千駄野432番地白岡市役所内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 生活交通ネットワーク計画（以下「計画」という。）の策定に係る調査、策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 埼玉県知事の指名する者
- (2) 白岡市長の指名する者
- (3) 交通事業者
- (4) 交通施設管理者
- (5) 埼玉運輸支局長の指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(総会及び会議)

第8条 協議会の総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 協議会の会議は、随時、開催する。
- 3 協議会の総会及び会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。ただし、代理の者は、会議ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 6 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、白岡市市民生活部地域振興課内に置く。

- 2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には白岡市市民生活部地域振興課長、事務局員には公共交通推進室職員をもって充てる。
- 3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第13条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会で承認を受けた後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

(規約の変更)

第16条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を受けるものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第17条 協議会が解散する場合は、協議会の収支は解散の日をもって閉鎖し、

会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月15日から施行し、平成26年4月1日に遡及して適用する。

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の事務局は、白岡市市民生活部地域振興課職員をもって組織する。

(職制)

第3条 事務局に事務局長、課長補佐、主幹、主査及び事務職員を置く。

2 事務局長は、会長の命を受け、職務を統轄し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局長に事故があるときは、課長補佐がその職務を代行する。

4 主幹及び主査は、上司の命を受け、担当する事務を処理し、担当の職員を指揮監督する。

5 事務職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(所掌事務)

第4条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 規約及び規程に関すること。
- (3) 事業計画及び予算に関すること。
- (4) 事業報告及び決算に関すること。
- (5) 収入及び支出に関すること。
- (6) 現金の出納及び保管に関すること。
- (7) 契約並びに物品の購入及びその管理に関すること。
- (8) 文書の收受及び発送に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) その他協議会の目的達成に必要な事項

(起案)

第5条 事務処理の発議は、起案用紙により起案しなければならない。ただし、軽易な事項及び供覧にとどまるものはこの限りでない。

(決裁)

第6条 事務は、順次直属の上司を経て、会長の決裁を受けなければならない。

2 軽易なものについては、文書によらず口頭報告にてこれに代えることができ

る。

(専決)

第7条 前条の規定にかかわらず、事務局長は次の事項について専決することができる。

- (1) 所属職員の出張に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 予算の流用に関する事。
- (4) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (5) 定例又は軽易な届出、照会、報告及び通知に関する事。
- (6) その他前各号に準ずる事項の処理に関する事。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決することができる。

2 事務局長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決することができる。

(公印)

第9条 公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

(公印の使用)

第10条 公印は、文書発送の決裁後でなければ、これを使用することができない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、白岡市の例により行うものとする。

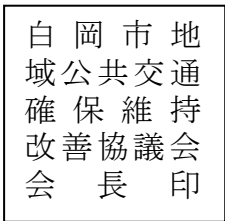
附 則

この規程は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月15日から施行し、平成26年4月1日に遡及して適用する。

別表（第9条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
白岡市地域公共交通確保維持改善協議会会長印	 <p>白岡市地域公共交通確保維持改善協議会会長印</p>	てん書	21×21 ミリメートル	会長名をもつて送る文書	1	事務局長

議案第2号

平成25年度事業報告について

平成25年度 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会 事業報告書

日付	項目	内容
H25.5.21	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の設立 ・これまでの取組の経緯 ・今後のスケジュール ・各会議の予定項目
H25.5.24	白岡市地域公共交通調査事業支援業務委託に係る指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札により委託契約予定者を決定（入札事務は市が代行）
H25.6.10	平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣 ・交付申請額 1,830,000円
H25.6.24	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通の概要について ・既導入自治体の事例について ・地域公共交通サービスの事業目的について ・運営主体について ・利用対象者について ・利用者登録について
H25.6.24	白岡市地域公共交通調査事業支援業務委託契約締結	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)長大 ・4,882,500円 ・履行期間：H25.7.1～H26.3.25
H25.6.28	平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）交付決定通知	<ul style="list-style-type: none"> ・関東運輸支局長 ・交付決定額 1,830,000円
H25.7.23	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・運行エリアについて ・運行方式について ・運行ダイヤについて
H25.7.26～ H25.8.31	アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送によるアンケートの配布・回収 ・対象者：市内在住の65歳以上の高齢者から無作為抽出した3,000人 ・回答者：1,750人 ・回収率：58.3%
H25.8.20	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・運行ダイヤについて（継続協議） ・予約期限について ・運行曜日について ・運行時間帯について
H25.9.24	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・運行曜日について（継続協議） ・システム活用の可否について ・デマンド交通オペレーションシステムのデモンストレーション
H25.10.18～ H25.11.30	聞き取り調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員による聞き取り調査 ・対象者：市内在住の65歳以上の独居の方 ・回答者：935人

H25. 10. 22	第 6 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの中間集計結果について ・車両サイズ・台数について
H25. 11. 19	第 7 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃形態について ・運賃水準について ・乗降場所について
H25. 12. 12	平成 2 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業） 交付決定変更申請	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣 ・変更交付申請額 5,115,880 円
H25. 12. 17	第 8 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降場所について ・オペレーターの雇用形態について ・運行事業者について ・契約方式について
H25. 12. 27	平成 2 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業） 交付決定変更通知	<ul style="list-style-type: none"> ・関東運輸局長 ・変更交付決定額 5,115,880 円
H26. 1. 21	第 9 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・実証運行业務仕様書（案）について ・実証運行业務に係るプロポーザル実施要領（案）について ・白岡市生活交通ネットワーク計画（案）について ・会議終了後、久喜市デマンド交通の導入状況視察
H26. 2. 18	実証運行业務に係る公募型プロポーザルの選定審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案のプレゼンテーションにより運行予定者を選定
H26. 2. 25	第 1 0 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・実証運行业務に係る公募型プロポーザルの実施結果について ・生活交通ネットワーク計画（案）について ・アンケート及び聞き取り調査の結果について
H26. 3. 25	白岡市地域公共交通調査事業支援業務委託の完了	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)長大 ・成果品の納品
H26. 3. 31	平成 2 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業） 補助対象事業完了実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣 ・実施額 5,059,800 円
H26. 4. 11	平成 2 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業） の額の確定通知	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省大臣官房 ・5,059,800 円
H26. 5. 7	市の負担金の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・白岡市へ ・5,059,800 円

議案第3号

平成25年度歳入歳出決算について

平成25年度 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会 収支決算書
 【歳入】 (単位:円)

款	項	目	節	当 初 予算額	補正額	計	収入済額	差引き	説 明
1	1	1	1	5,490,000	0	5,490,000	5,490,000	0	白岡市負担金
負担金	負担金	負担金	市負担金						
2	1	1	1	1,830,000	3,285,000	5,115,000	5,059,800	△55,200	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
補助金	補助金	補助金	国補助金						
3	1	1		0	0	0	0	0	
繰越金	繰越金	繰越金							
4	1	1		1,000	0	1,000	477	△523	預金利子
諸収入	諸収入	雑入							
合 計				7,321,000	3,285,000	10,606,000	10,550,277	△55,723	

【歳出】

(単位:円)

款	項	目	節	当 初 予算額	補正額	予算現額	支出済額	差引き	説 明		
1	1	1	8	208,000	△34,000	174,000	139,900	34,100	委員会議出席謝礼		
運営費	会議費	会議費	報償費								
			2	1	1 1	20,000	11,000	31,000	30,380	620	消耗品等
					1 2	13,000	23,000	36,000	35,800	200	郵便料等
			役務費								
2	1	1	1 3	5,250,000	0	5,250,000	4,882,500	367,500	調査事業支援業務委託料		
事業費	事業費	事業費	委託料								
3	1	1	1	1,830,000	3,285,000	5,115,000	5,059,800	55,200	白岡市への返還金		
返還金	返還金	返還金	市への返還金								
合 計				7,321,000	3,285,000	10,606,000	10,148,380	457,620			

収入済額 10,550,277 円
 支出済額 10,148,380 円
 差引残額 401,897 円

平成25年度
財産目録

平成26年5月1日現在

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会
(単位：円)

I	資産の部	
1	流動資産	
	現金預金	
	普通預金	
	埼玉りそな銀行白岡支店	401,897
2	固定資産	0
	<u>資産合計</u>	<u>401,897</u>
II	負債の部	
1	流動負債	0
2	固定負債	0
	<u>負債合計</u>	<u>0</u>
	<u>正味財産</u>	<u>401,897</u>

監 査 報 告 書

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会の平成25年度収支決算について監査した結果、会計関係帳簿の整備、事務について適正に処理されていることを認めましたので報告します。

平成26年5月12日

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会

会 長 秋 葉 清 一 郎 様

監 事 浅 野 悦 子

監 事 宮 崎 信 二

議案第4号

平成26年度事業計画（案）について

平成26年度白岡市地域公共交通確保維持改善協議会事業計画（案）

1 事業の概要

- (1) 「白岡市生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)」の実行に係る事業

今年度は、10月から「白岡市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」に基づく運行を開始する。この運行開始に向けた準備、実証運行開始後の検証と事業評価を実施する。

- (2) 商工会・商店会連合会と協賛した事業

商工会・商店会連合会と協賛して「のりあい交通」の利用促進及び商店会の活性化を図る事業を実施する。

2 事業の内容

- (1) 「白岡市生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)」の実行に係る事業

① 交通不便地域の地域指定申請

② 「白岡市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」の策定及び認定申請

③ 主要施設、共通乗降場所、運行ダイヤ（時刻表）の決定

④ 周知PR活動

ア パンフレットの作成

イ 啓発品の作製・配布（うちわ、ポケットティッシュ、PRカードなど）

ウ のぼり、ミニのぼり、横断幕の作製・掲示

⑤ 利用者登録の開始

⑥ 運行開始式の開催

⑦ 実証運行の検証と事業評価

ア 利用状況、利用満足度等の調査・分析

イ 実証運行に係る事業評価の実施と改善策の検討

- (2) 商工会・商店会連合会と協賛した事業

① 乗車回数券に買物券をセットしたプレミアム乗車回数券の発行

② 電話の貸出や乗車待ちできる休憩場所の提供を行う「まち愛スポット」の取組

3 補助金の活用

- (1) 補助金の概要

① 埼玉県ふるさと創造資金（市町村による提案・実施事業）

ア 補助対象事業 魅力ある地域づくり事業※1

※1 市町村が明確な目標設定と成果検証を行うことにより実施する魅力ある地域づくりに資する事業

イ 補助率 1/2以内

ウ 補助期間 単年度

エ 補助限度額 上限額2,500万円

② 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）※2

- ア 補助対象事業 地域間幹線バス系統等と密接な地域内フィーダー路線のうち、過疎地域等の移動の確保に資するなど一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通ネットワーク計画に位置付けられたもの
- イ 補助率 国の事前算定による予測収支差の1/2
- ウ 補助期間 各年度10月～9月（補助対象期間の末日において引き続き運行される予定の系統であること）
- エ 補助限度額 補助対象経費の1/2と補助対象市町村ごとに算定される国庫補助上限想定額のいずれか少ない方の額以内

※2 補助対象事業者は、一般乗合旅客運送事業者

(2) 補助の対象となる事業内容

① 埼玉県ふるさと創造資金（市町村による提案・実施事業）

ア 利用しやすい地域公共交通サービス事業

- ・案内看板の設置
- ・回数券の発行
- ・パンフレット等の作成
- ・デマンド交通オペレーション導入経費等
- ・アンケート調査・分析業務委託

イ 親しまれる地域公共交通サービス事業

- ・啓発品の作成（うちわ、ポケットティッシュ、PRカードなど）
- ・出発式の開催

② 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）

- ・デマンド交通運行业務

4 年間スケジュール
別添のとおり

白岡市のりあい交通構築スケジュール 平成26年度

項目	実施内容	実施主体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公共交通会議・確保維持改善協議会				●第1回	●第2回(書面)			●第3回					●第4回	
乗降場所	共通乗降場所	市	確認	追加等										
	主要施設	市	選定											
	警察、地権者等協議	市		随時実施										
	現地確認	市												
	看板・路面シール	協議会						設置						
運行事業者との契約		協議会		事前打合せ										
				●契約										
予約センターの設置	フリーダイヤル	協議会		申込み										
	機材一式購入・設置	協議会		購入・設置										
予約システム設置(市役所)	回線工事	協議会		工事実施										
予約システム事業者との契約		運行事業者		事前打合せ										
車両関係	車載器	運行事業者						取付・テスト運行						
	乗務員教育等	運行事業者												
	マグネットシート作成	協議会												
運行許可申請		運行事業者		書類作成				申請・審査(約2か月)						
利用者登録		運行事業者												
記念式典(運行開始式)		市・協議会						●9月29日						
実証運行		運行事業者												
回数券	印刷	協議会												
	販売	運行事業者												
補助金の申請	地域公共交通確保維持費補助金	協議会		●要望調査										
	ふるさと創造資金	市		申請●●交付決定										●実績報告
周知PR活動	車両の愛称	市・協議会	募集	●決定										
	パンフレット(利用者登録用紙付き)	市			印刷			●全戸配布						
	啓発品の作成	市			作製									
	横断幕	市			作製									
	のぼり・ミニのぼり	市			作製									
	公用車表示マグネットシート	市			作製									
	広報しらおか	市	●	●	●	●	●	●	●				●	
協賛事業(商工会・商店会連合会)		市												
免許返戻者支援事業		市												

議案第5号

平成26年度歳入歳出予算(案)について

平成26年度白岡市地域公共交通確保維持改善協議会歳入歳出予算(案)

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	節	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減	説明
1	1	1	1	19,926,000	5,490,000	14,436,000	白岡市負担金
負担金	負担金	負担金	市負担金				
2	1	1	1	0	5,115,000	△5,115,000	
補助金	補助金	補助金	国補助金				
3	1	1		401,897	0	401,897	前年度繰越金
繰越金	繰越金	繰越金					
4	1	1		103	1,000	△897	預金利子
諸収入	諸収入	雑入					
合計				20,328,000	10,606,000	9,722,000	

【歳出】

(単位：円)

款	項	目	節	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減	説明
1	1	1	8	125,000	174,000	△49,000	委員会議出席謝礼
			報償費				
	2	1	9	20,000	0	20,000	交通政策先進地視察等
			旅費				
			1 1	10,000	31,000	△21,000	消耗品等
			1 2	35,000	36,000	△1,000	郵便料等
			役務費				
2	1	1	1 1	3,263,000	0	3,263,000	乗降場所看板、車体ラッピング用マグネットシート等
			1 2	175,000	0	175,000	電話・通信料
			1 3	16,000,000	5,250,000	10,750,000	デマンド交通業務委託料、デマンド交通運行支援業務委託料等
			1 8	700,000	0	700,000	予約センター用機材一式購入費
			備品購入費				
3	1	1	1	0	5,115,000	△5,115,000	白岡市への返還金
返還金	返還金	返還金	市への返還金				
合計				20,328,000	10,606,000	9,722,000	